

日本映画の海外発信事業委託要項

令和3年3月12日
文化庁次長決定
令和4年2月16日改正
令和5年2月10日改正
令和6年2月8日改正

1. 趣旨

日本映画の発展と海外への我が国文化の発信に資することを目的として、海外映画祭への出品等支援及び国内外芸術系大学等の学生等を対象とした共同ワークショップ等を実施する。

2. 委託業務の内容

優れた日本映画の発展と世界への我が国の文化発信に資するため、海外映画祭への出品や日本映画の特集上映等の際に必要となる字幕制作、映画製作者の海外渡航支援を行うほか、二国間の映画共同製作協定の締結が進められる中、相手国との交流促進・関係強化のため、海外映画祭における出展により、人材交流・発信を推進する。

また、世界水準の映画制作を推進し、映画分野における国内外の人材交流を促進するため、国内外芸術系大学等の学生等を対象とした共同ワークショップの取組を実施し、映像分野におけるグローバルネットワークの構築・強化を図る。

3. 業務の委託先

日本映画及び海外映画祭に関する専門的知識を有し、日本映画の振興に係る活動を行っており、海外映画祭における日本映画の出品状況等の把握ができる我が国の映画関係団体（以下「実施団体」という。）で、法人格を有する団体とする。

4. 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記（1）により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費・事業費（諸謝金・旅費・

- 借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額)・一般管理費・再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。